

島根県医師会協力貯蓄運営規則

(目的)

第1条 会員の医業経営の改善、福祉の増進をはかり、本会の事業達成に寄与することを目的とする。

(加入資格および積立期間)

第2条 本積立は、会員にして現に医業を經營するものが行い、平成20年4月を第1回とし、3年間を1期として毎月所定の金額を積立てるものとする。

この積立金の払出しは、第1回積立から3年を経過したのち一括して、払戻すものとする。以下これを繰返す。

(積立額および方法)

第3条 積立額は、1口1万円とし、会員の希望により、1口、3口、5口、10口、20口とすることができる。

2 積立の方法は、会員の指定する口座から、預金口座振替により積立てるものとする。

(通知)

第4条 積立金残高の通知は、取扱銀行所定の方法により各会員に通知を行うものとする。

(解約)

第5条 本積立金は、下記の場合を除くほか一部払出しまたは、解約することはできない。

- 一 本制度の廃止を決議したとき。
- 二 会員が病院、診療所を閉鎖したとき。
- 三 会員の資格を喪失したとき。
- 四 本人の申請（郡市医師会経由）により会長が承認したとき。

(規則の改廃)

第6条 この規則は、代議員会の決議によらなければ改廃することができない。

附 則

(施行期日)

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。